

① 外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表八(二) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1				
	本 た の 店 所 又 は 事 務 主 所	国 名 又 は 地 域 名	2			
		所 在 地	3			
	主 たる 事 業		4			
	発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合		5	%	%	%
	発 行 済 株 式 等 の 連 結 保 有 割 合		6	%	%	%
益 金 不 算 入	支 払 義 務 確 定 日		7	・	・	・
	支 払 義 務 確 定 日 ま で の 保 有 期 間		8			
	剰 余 金 の 配 当 等 の 額		9	() 円	() 円	() 円
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額		10	() 円	() 円	() 円
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無		11	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	益等 金の 不 算 入 の 計 算 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		損当金等 算入の額 対の計 算取 配	(9)の元本である株式又は出資の総数 又は総額につき外国子会社により 支払われた剰余金の配当等の額	13	() 円	() 円
			(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	14	() 円	() 円
			損金算入対応受取配当等の額	15	() 円	() 円
			$(9) \times \frac{(14)}{(13)}$			
		益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 ((9) 又は (15))	16	() 円	() 円	() 円
		(16) に対応する外国源泉税等の額 ((10) 又は $(10) \times \frac{(14)}{(13)}$)	17	() 円	() 円	() 円
	剰余金の配当等の額に係る費用相当額 ((9) - (16)) × 5 %		18			
	法第23条の2の規定により益金不算入とされる 剰余金の配当等の額 (9) - (16) - (18)		19			
	措法第66条の8第2項前段若しくは第9項前段又は 第68条の92第2項前段若しくは第9項前段の規定 により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の四)「23」 + 「25」)		20			
	(16)のうち措法第66条の8第3項若しくは第10項又は 第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益 金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の四)「24」)		21			
	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19) + (20) + (21)		22			
計 算	法第39条の2の規定により損金不算入とされる外 国源泉税等の額 (10) - (17)		23			
	(23)のうち措法第66条の8第2項後段若しくは第9項後 段又は第68条の92第2項後段若しくは第9項後段の規定 により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の四)「28」)		24			
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23) - (24) (マイナスの場合は0)		25			
	益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 ((22) 欄の合計)				26	円
損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 ((25) 欄の合計)				27		